

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」改正案
に関する意見募集の結果について

令和 5 年 7 月 2 8 日
法務省大臣官房司法法制部

令和 5 年 6 月 1 日（木）から同月 3 0 日（金）まで、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」改正案に関する意見募集を行ったところ、5 件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。

なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から別紙において取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

第 1 意見募集期間

令和 5 年 6 月 1 日（木）～同月 3 0 日（金）

第 2 意見数

5 件〔意見提出者数 3（1 団体、1 個人、1 団体・個人の明記なし）〕

第 3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

・ 6（3）アについて「最も目にするページに」と規定されているが、例えば「閲覧者が最も目にするページに」とする等、「誰が」目にするようになるのか明確に規定すべきではないか。（業界団体が会員等のために「マイページ」のようなページをトップページとは別に作成している場合、会員等が最も目にするページは「マイページ」となると思われるが、ここでは一般の閲覧者を想定して掲載ページを選定すべきであると考えられる。） ・ 同「・・・配色などに配慮・・・」とあるのは「・・・配色等に配慮・・・」とすべきではないか。	・ 御指摘の記載部分は、インターネットの利用による「公表」に該当する例を示すものですが、誰に対する「公表」であるかについては、改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 11 条第 2 項が「認証紛争解決手続を利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供するため」と規定していることから明らかであるため、ガイドラインにおいて重ねて記載するまでの必要はないと考えております。 ・ 御指摘の記載部分の表記に誤りがあるとはいえないため、修正までの必要はないと考えております。
・ 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」の改正案に賛成する。 本改正により、認証紛争解決事業者に義務付けられている利用者等に対する情報提供が、認証紛争解決事業者のウェブサイトのトップページ等に継続的にかつ容	・ 賛同意見として承ります。

易に閲覧可能な状態で表示することにより行われることとなり、利用者等の利便性の向上が図られるとともに、法務省を中心に検討されたODRが益々推進され、我が国におけるADRの利便性が向上することを期待する。